

令和6年度 運動部活動に係る活動方針

徳島県立城東高等学校

1. 基本方針

豊かな人間性、主体的・創造的能力及び健やかな身体を養うとともに平和で民主的な社会の一員として自立した、たくましい人材を育成するため、「文武両道」の理念の下、学校教育の一環として部活動を行う。

2. 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、徳島県「運動部活動の在り方に関する方針」に則り、毎年度「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- (2) 運動部顧問は、年間の活動計画（活動月、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出するとともに、生徒及び保護者等に対し情報提供を行う。
- (3) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、運動部顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3. 合理的で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 運動部顧問は、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 運動部顧問は、競技種目の特性等を踏まえた科学的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 校長は、運動部活動が勝利至上主義の意識・価値観による行き過ぎたものとならないよう配慮する。

4. 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中は、原則として週当たり2日以上（平日1日、週休日1日）の休養日を設定する。なお、週休日に活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- (2) 長期休業中の休養日も学期中に準じるとともに、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定する。
- (3) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効果的な活動を行う。
- (4) 定期考査前1週間及び定期考査期間は部活動休養日とする。ただし、校長は、1か月以内に大会等がある場合、短時間の活動を認めることができる。
- (5) 学校が定めた下校時間（午後8時完全下校）を遵守できる活動時間とする。

5. 参加する大会や練習試合等の見直し

校長は、生徒に与える教育的意義、生徒及び運動部顧問の負担等を考慮し、参加する大会や練習試合等を精査する。